

【すこやか歳時記】 水無月の候



新防災気象情報の運用開始。 風水害が増える季節を前に 社内の防災対策も再確認を。

先月 29 日から気象庁と国土交通省が新たな防災気象情報の運用を始めました。河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の 4 種類で、状況に応じた警戒レベルの数値と警報などの名称が併せて表示されるようになっていきます。従来は災害の種類などで複雑な情報発信になっていた場合もあり、それをシンプルにわかりやすくして早めの避難行動につながることを目指した運用です。4 種類の災害ごとに警戒度が高い順から「レベル 5：特別警報」「レベル 4：危険警報」「レベル 3：警報」「レベル 2：注意報」となっています。

また、市町村の対応としては「5：緊急安全確保」「4：避難指示」「3：高齢者等避難」「2：要員配置・防災体制確保」となります。社内でもぜひ防災対策の再確認を。

日々是好日カレンダー

6 月 JUNE 水無月・風待月・松風月・夏越月

1 月	・衣替え ・男女雇用機会均等月間 ・土砂災害防止月間 ・総務の日
2 火	・長崎港記念日 ・路地の日 ・おむつの日 ・甘露煮の日
3 水	・測量の日 ・雲仙普賢岳祈りの日 ・ウェストン祭
4 木	・歯と口の健康週間（～ 10 日） ・土地改良制度記念日
5 金	・芒種 ・世界環境デー ・ろうこの日 ・落語の日
6 土	・楽器の日 ・邦楽の日 ・補聴器の日 ・コックさんの日
7 日	・母親大会記念日 ・緑内障を考える日 ・むち打ち治療の日
8 月	・世界海洋デー ・成層圏発見の日 ・ヴァイキングの日
9 火	・ロックの日 ・ロックウールの日 ・我が家のカギを見直すロックの日
10 水	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 木	・入梅 ・国立銀行設立の日 ・傘の日 ・雨漏り点検の日
12 金	・児童労働反対世界デー ・バザー記念日 ・アンネの日記の日
13 土	・小さな親切運動スタートの日 ・鉄人の日 ・はやぶさの日
14 日	・世界献血者デー ・映倫発足の日 ・五輪旗制定記念日 ・手羽先記念日
15 月	・暑中見舞いの日 ・信用金庫の日 ・生姜の日
16 火	・ケーブルテレビの日 ・無重力の日 ・和菓子の日 ・麦とろの日
17 水	・沖縄返還協定調印の日 ・おまわりさんの日 ・薩摩の日
18 木	・海外移住の日 ・国際寿司の日 ・考古学出発の日 ・おにぎりの日
19 金	・国連協力週間（～ 25 日） ・元号の日
20 土	・世界難民の日 ・健康住宅の日 ・ペパーミントの日
21 日	・夏至 ・父の日 ・がん支え合いの日 ・夏の健康を守る運動（～ 7/20）
22 月	・日韓条約調印記念日 ・ボウリングの日 ・かにの日
23 火	・男女共同参画週間（～ 29 日） ・沖縄慰霊の日 ・オリンピックデー
24 水	・ドレミの日 ・UFO 記念日
25 木	・住宅デー ・指定自動車教習所の日 ・天覧試合の日
26 金	・国連憲章調印記念日 ・露天風呂の日 ・雷記念日
27 土	・メディアリテラシーの日 ・演説の日 ・ちらし寿司の日
28 日	・貿易記念日 ・パフェの日
29 月	・ビートルズ記念日 ・星の王子さまの日 ・佃煮の日
30 火	・社会保険料納付期限（5 月分） ・夏越祭

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

【労働保険年度更新・算定基礎届に関するご案内】

当事務所では、「労働保険の年度更新」および「算定基礎届」の手続きを前倒しで進めております。

■ 労働保険 概算・確定保険料申告書（労働局）

労働局より送付される労働保険 概算・確定保険料申告書が届きましたら、封筒ごと当事務所宛にご郵送ください。

一般事業所：緑色の封筒が届きます
建設業事業所：緑色および青色の封筒が届きます



■ 算定基礎届（年金機構）

日本年金機構より送付される算定基礎届（茶封筒）が届きましたら、同様に封筒ごと当事務所までご郵送ください。



迅速かつ正確な申告手続のため、
何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

《今月の特集①》フリーランス・個人事業主の「社会保険削減スキーム」規制について

フリーランスや個人事業者に向けた社会保険料削減を謳ったスキームが規制されようとしています。

はじめに

令和8年3月18日、厚生労働省は「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」と題する通知を、全国健康保険協会・健康保険組合・日本年金機構の各理事長宛に発出しました。社会保険料の削減を謳ったグレーなスキームが規制される方向が示されています。以下、その内容について解説します。

社会保険料削減スキームについて

この通知の背景にあるのは、近年急増している「社会保険料削減スキーム」の問題です。この具体的な特徴は以下の通りです。

- フリーランス・個人事業主に向けて「社会保険料を削減できる」と謳っている
- フリーランス・個人事業主を法人の役員として登記し、その法人健康保険・厚生年金に加入させる
- 当該個人事業主等から「会費」などの名目で役員報酬を上回る金額を支払わせる

このような仕組みでは、本来は国民健康保険・国民年金の対象者であるにもかかわらず、通常よりも低い保険料で社会保険の適用を受けられるようになってしまいます。今回、社会保険制度の根幹を揺るがす問題として、行政が本腰を入れて対処に乗り出した形です。

役員・被保険者資格の判断基準

健康保険法・厚生年金保険法の規定上、適用事業所に「常態的に使用されている者」は原則として被保険者となります。法人の役員についても同様で、①その業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な業務の提供であるか、②その報酬が当該業務の対価として法人より経常的に支払われるものであるか、この2点を実態に即して総合的に判断することとされています。

今回追加される判断基準

今回の通知では、フリーランス・個人事業主が役員となっているケースについて、より具体的な判断基準が示されました。

【報酬面での確認】

役員としての報酬を上回る金額を「会費」等として法人に支払っている場合は、実質的に業務の対価に見合った報酬を受けているとは言えず、**原則として被保険者資格なし**と判断されます。なお、関連法人に会費を支払わせる形を取っていても、それが役員となる上での実質的な条件となっており、法人間で単に資金を移動しているに過ぎない場合も同様に扱われます。

【業務実態面での確認】

以下のような業務実態しかない場合は、経営参画を内容とする経常的な業務の提供とは認められないとされています。

- アンケート回答や勉強会参加など、単なる自己研さんに過ぎないもの
- 単なる活動報告・情報共有で、役員としての指揮監督や権限行使に当たらないもの
- 法人の事業紹介への協力依頼にとどまり、業務提供の義務を負っていないもの

一方、適正な被保険者資格の有無を判断する際には、次の点を総合的に勘案することとされています。

- 指揮命令権を持つ従業員・役員の有無
- 所管業務における決裁権の有無、役員間の取りまとめや代表者への報告業務の有無
- そして定期的な会議への出席頻度や会議以外の業務の実態

《今の特集②》資格取得支援制度の設計方法

AIの進化に伴うリスキング・キャリアアップへのニーズに対応するため、資格取得支援制度の整備が注目されています。

はじめに

AIの進化を受けて、近年、リスキングやキャリアアップへの関心が高まっていると言われています。中でも資格取得支援制度の整備は採用力・定着力の向上に効果的な経営課題のひとつでしょう。

以下、資格取得支援制度の代表的な設計方法として「①費用の直接負担方式」と「②無利子貸付・段階的返済免除方式」を対比しながら、それぞれのメリット・留意点を解説します。

費用を直接負担する方式（支給型）

会社が受験料・教材費・講習受講料などを全額（または一部）負担し、社員に支給する方法です。合格した場合に一時金（合格報奨金）を支給するケースや、資格保有者への毎月の資格手当を付与する形もこれに含まれます。

【求人上のアピール力：◎】

「資格取得費用を全額会社が負担」という求人表記は、求職者に対して高い訴求力を持ちます。社員にとっては金銭的リスクがゼロで自己成長に投資できるため、成長意欲の高い優秀な人材の獲得・定着に有利に働きます。

【留意点・リスク】

最大の課題は「取るだけ取ってすぐ辞める」リスクです。労働基準法第16条は退職を条件とした違約金・損害賠償の予定を禁止しており、「〇年以内に退職したら費用を返還せよ」という条件を費用負担とセットで設定すると、同条違反として無効になる可能性が高いです。支給した費用の回収手段が法的に制限される点を十分理解した上で導入する必要があります。

無利子貸付・段階的返済免除方式（貸付型）

会社が資格取得費用を社員に「無利子貸し付け」（金銭消費貸借契約）、一定期間の勤続を条件として段階

的に返済を免除していく方法です。たとえば「1年勤続で30%免除、2年で60%免除、3年で全額免除」といった設計が典型例です。

労基法16条は「賠償予定の禁止」を定めていますが、本方式は貸付金の返還を求めるものであり、退職を罰する構造とは異なるため、適切に設計すれば合法とされています。

【求人上のアピール力：△】

「費用を立て替えてもらう」という構造上、直接負担方式と比べると求職者へのアピール力は劣ります。「会社への借金を抱えながら働く」「辞めにくい」という心理的プレッシャーを与えるため、丁寧な説明が必要です

【メリット：早期離職リスクの予防】

最大の利点は、「取得後すぐ退職」という事態を法的に予防できる点です。勤続年数に応じた段階的免除を設けることで、社員は一定期間在籍するインセンティブを持ちつつ、退職の自由も確保されます（免除前に退職する場合は残債を返済）。

導入にあたって

資格取得支援制度は、求職者・在籍社員双方のキャリアアップ意識が高まる現代において、採用・定着の両面で効果的な福利厚生です。「アピール力を最大化したい」なら支給型、「費用保護と早期離職予防を両立したい」なら貸付型、という使い分けが基本となります。

また両者を組み合わせ、少額資格は支給型・高額資格は貸付型とするハイブリッド設計も有効な選択肢です。資格取得支援制度設計についてのご相談は当事務所までお寄せください。

解雇の金銭解決に向けた今後の方向性 ～制度設計の背景・論点・企業への影響～

2025年11月18日、厚生労働省は労働政策審議会労働条件分科会において、「解雇の金銭解決制度」に関する有識者検討会の設置を正式に了承しました。制度は、解雇無効と判断された場合に使用者が解決金を支払って労働契約を終了させるものです。

制度化検討の背景

現行制度では不当解雇の場合、地位確認訴訟で原職復帰を求めるのが原則です。しかし、勝訴しても実際に復職する労働者は約37%にとどまり(JILPT調査)、次の課題が長年指摘されてきました。

- 対立関係にある企業への復職が現実的に困難
- 訴訟・和解交渉の長期化による労使双方の負担
- 原職復帰以外の解決手段の選択肢不足

※2018～2022年にも検討会が開かれてきましたが、合意形成に至らず導入を見送った経緯があります。

主要な論点

- 対象事案の範囲(無期・有期)と手続きの段階
 - 解決金の算定方法・上下限・考慮要素の設定
 - 解雇規制緩和への懸念と労働者保護のバランス
- ※次の検討会では法学者に加え経済学者も参加し、「解雇による不利益と解決金の関係」を議論する方針です(発足時期は未定)

企業への影響(制度成立を前提とした場合)

① 算定基準の明確化

解雇リスクの金銭的評価が可能になり、退職勧奨の合意金水準にも影響すると見込まれます。

② 雇用流動化と賃金上昇

雇用移動の促進と、解雇規制によって抑制されていた賃金の上昇を促す契機になるとの見方があります。

③ 正規雇用に対する認識変化

労働者の帰属意識低下やドライな労使関係への変化、教育投資抑制の懸念も指摘されています。

検討会の動向を注視しながら、
自社の解雇・退職勧奨ルールを整備を
進めておくことが重要です。



スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
緒方 絵美

Eri Ogata



はじめまして。経理業務を担当しております、緒方絵美と申します。よろしくお願いたします。

Q 好きな食べ物はなんですか

A スイーツが好きです。中でもカヌレが好きです。時々自分への褒美に、お気に入りのお店へ買いに行くのが密かな楽しみです。

Q 座右の銘はなんですか

A 「初心忘るべからず」です。何事においても「初心」を忘れず取り組んでいきたいと思っております。

Q 好きなスポーツを教えてください

A 野球観戦が好きです。ソフトバンクを応援しています。最近では自宅でTV観戦することが多くなりましたが、やっぱりドームでの観戦の方がテンションが上がります。

これからも、正確で安心できる業務を行うことを心がけ、日々精進してまいります。

当事務所について

一つ一つ厳正に、一人ひとりに誠実に。



労務ジャパン株式会社



福岡中央労務管理事務所



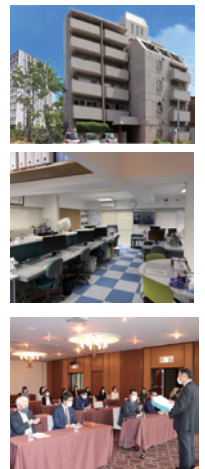
当事務所は福岡高等裁判所(新庁舎)の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

TEL: 092-734-2300 / FAX: 092-734-2301



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[6月版]
No.109

無視できない虫歯。シカトせず歯科へ。

例年6月4日～10日は「歯と口の健康週間」になっています。かつては「虫歯予防デー」や「歯の衛生週間」などの名称が使われていましたが、虫歯に限らずに口腔ケアの大切さを伝えるために名称も見直されてきました。近年では歯周病も知られるようになってきましたが、口腔内だけではなく菌が体内に入って、肺などの内臓疾患につながることもあるので注意が必要です。またオーラルフレイルという老化の進行も問題視されるようになっていきます。

虫歯の痛みで歯科医に通院するのは従来の常識で、現在では虫歯以外にも予防的な口腔ケアで歯科医にかかる判断も大切です。美味しいものをモリモリ食べて、将来的にも元気な毎日を過ごすためにも、口腔ケアは見逃さずに…。



6月の
注意ポイント

- その① 虫歯に限らず予防的な口腔ケアも大切に !!
- その② 熱中症対策や暑さ対策を早めに万全に !!
- その③ 風水害の対策や交通安全も抜かりなく !!